

● 目 次 ●

はじめに	1
第1章 感染状況	2
1 北九州市における感染状況	
(1) 感染発生～第1波(令和2年3月～6月)	3
(2) 第2波(令和2年7月20日～8月31日)	4
(3) 第3波(令和2年12月～令和3年2月)	5
(4) 第4波(令和3年5月～6月)	6
(5) 第5波(令和3年8月～9月)	7
(6) 第6波(令和4年1月～6月)	8
(7) 第7波(令和4年7月～9月)	10
(8) 第8波(令和4年11月～令和5年2月)及び5類感染症への移行	11
第2章 組織体制	14
1 北九州市における組織体制	
(1) 新型コロナウイルス感染症対策会議	15
(2) 組織及び人員体制の整備	16
第3章 検査体制	20
1 北九州市における検査体制	
(1) 保健環境研究所における検査体制等	21
(2) 北九州市PCR検査センターの設置	23
(3) 年末年始の診療体制の整備	23
2 民間検査体制	
(1) 民間検査機関・民間病院での検査の拡充	24
3 スクリーニング検査	
(1) 高齢者・障害者施設における病床ひっ迫防止	24
(2) 社会教育活動維持(小・中・特別支援学校等)	25
第4章 医療提供体制	28
1 外来診療体制	
(1) 帰国者・接触者外来	29
2 病床の確保	
(1) 病床の確保	29
3 宿泊療養施設	
(1) 設置状況	31
(2) 施設の運営体制	32

(3) 入所調整	33
4 自宅療養者支援	
(1) 通常時における対応（健康観察・生活支援など）	33
(2) 発熱時等における対応（訪問・外来診療など）	35
5 施設入所者支援	
(1) 高齢者施設	36
(2) 障害者施設	36
6 救急対応	
(1) 救急対応	37
7 夜間・休日急患センター	
(1) 夜間・休日急患センター／第2夜間・休日急患センター	38
第5章 保健所体制	40
1 受診・入院調整	
(1) 医療機関との受診調整（陽性者・濃厚接触者）	41
(2) 医療機関との入院調整（陽性者・濃厚接触者）	41
2 積極的疫学調査／自宅療養者・濃厚接触者の健康観察	
(1) 保健所における積極的疫学調査	42
(2) 人員体制	47
3 情報管理	
(1) 患者等情報管理	49
4 行政検査に係る検査調整	
(1) 保健所における検査調整	50
(2) クラスターにおける検体回収	52
5 保健所における人材育成	
(1) 専門職の人材育成	53
第6章 ワクチン接種	54
【本市における新型コロナワクチン接種の主な経緯】	55
1 供給・管理	
(1) ワクチンの供給・管理	56
2 予約・接種管理	
(1) 予約・接種状況の管理	57
(2) 予約管理システム／接種閲覧システム	57
3 接種体制	
(1) 集団接種	58
(2) 個別接種	61
(3) 巡回接種	64
(4) 優先接種	65

(5) 小児接種／乳幼児接種	67
(6) 職域接種	68
4 相談対応・広報	
(1) コロナワクチンコールセンター及び区役所等における相談窓口	68
(2) 市民等への広報・啓発	69
第7章 広報・報道	72
1 市民等への広報・報道	
(1) 各種媒体を活用した広報活動	73
(2) 報道対応	74
第8章 市民相談体制	78
1 問合せ対応	
(1) 新型コロナウイルス受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）	79
(2) 北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル	79
(3) 北九州市コールセンター	81
2 相談対応	
(1) 人権相談／こころのケア	81
(2) 困難を抱える女性に寄り添う緊急支援事業	82
(3) 消費生活センター	83
第9章 事業者支援	86
1 事業者全般への支援	
(1) 各種支援金（休業要請等賃借料緊急支援金、持続化緊急支援金、家賃等賃借料支援金、一時支援金、月次支援金、医療・福祉施設特別給付金）	87
(2) 事業者向けワンストップ相談窓口	90
(3) 景気対応資金による支援（中小企業融資）	93
(4) 市税の特例措置	94
2 飲食事業者支援	
(1) 飲食店における感染防止対策支援	96
(2) 飲食店向け経済支援	99
(3) テイクアウト物件等の道路設置基準の緩和	101
3 観光・MICE 向け支援	
(1) 観光事業者向け支援	102
(2) MICE 開催主催者向け支援	105
4 医療機関・医療従事者等への支援	
(1) 医療機関・医療従事者等への経済支援	106
(2) 医療機関等への物資支援	107
(3) 医療従事者向け緊急保育事業	108

(4) 医療・介護等従事者宿泊支援事業	109
(5) 発熱外来等応急仮設建築物許可	110
5 高齢者施設等事業者への支援	
(1) 高齢者施設等の感染対策支援	110
(2) 高齢者施設等事業者への経済支援等	112
(3) 高齢者施設等事業者向け感染対策研修の実施	113
(4) 高齢者施設等の巡回点検	115
(5) 感染発生時における感染対策支援	117
6 障害者施設等事業者への支援	
(1) 障害者施設等事業者への経済支援等	119
(2) 障害者施設等事業者向け感染対策研修等の実施	120
7 その他事業者への支援	
(1) 食品製造事業者向け支援	121
(2) ブライダル事業者向け支援	123
(3) 漁業者向け支援	124
(4) 農業者向け支援	125
(5) 文化芸術関連事業者向け支援	127
第10章 個人向け支援	130
1 市民等への支援	
(1) 特別定額給付金	131
(2) 臨時特別給付金	132
(3) その他貸付・給付金等	133
2 介護保険料等の特例措置	
(1) 介護保険	136
(2) 国民健康保険	137
3 高齢者・障害者支援	
(1) 介護予防	139
(2) 各種認定等への影響とその対応	140
4 雇用	
(1) 再就職支援	141
(2) 緊急短期雇用創出事業	142
5 市営住宅・公共料金	
(1) 市営住宅	143
(2) 水道料金等の支払い猶予	144
第11章 子育て支援	146
1 子育て世帯への支援	
(1) 子育て世帯への各種給付金	147

(2) 食料支援	149
(3) その他支援	150
2 幼稚園・保育所・認定こども園・児童養護施設等	
(1) 感染状況及び感染対策	151
(2) 経済支援	153
(3) 教職員・保育士等の感染対策	155
3 放課後児童クラブ	
(1) 感染状況及び感染対策	155
(2) 運営支援	157
第12章 学 校	158
1 学校への影響と対応	
(1) 組織体制	159
(2) 授業への影響	160
(3) 部活動・各種行事への影響	162
(4) 本市における学級閉鎖等の基準の推移	167
(5) 給食における対応	168
(6) 特別支援学校における対応	170
2 教職員の人員体制等	
(1) 学校における人員体制の強化	171
(2) 教職員の健康相談	173
3 学校施設	
(1) 学校施設の開放	174
第13章 大 学	176
1 大学への支援	
(1) 大学における感染対策	177
(2) 学生への経済支援	178
(3) メンタルヘルス (大学支援)	179
第14章 財 政	182
1 新型コロナウイルスに関する財政	
(1) 新型コロナウイルスに関する市の財政	183
第15章 市役所対応・議会	186
1 市庁舎における感染対策	
(1) 市庁舎 (区役所を含む) における感染対策	187
2 職場における感染対策	
(1) 職場における感染対策	188

(2) 職員の健康管理	188
3 議会運営等	
(1) 議事堂における感染対策	189
(2) 議会運営	190
(3) 議員・市民への情報提供	191
第16章 イベント	194
1 市主催イベント等への影響と対応	
(1) わっしょい百万夏まつり	196
(2) 東アジア文化都市北九州	196
(3) 2021 世界体操・新体操選手権北九州大会	198
(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ	199
(5) 北九州マラソン	201
(6) 成人式	202
(7) 世界洋上風力サミット2021	203
(8) 関門海峡花火大会	204
(9) 公営競技局所管イベント（ボートレース・競輪）	205
第17章 交通	208
1 交通への影響	
(1) 交通事業者への経済支援	209
(2) 市営バス	210
(3) 航空事業者支援	212
(4) フェリー事業者支援	213
第18章 その他	216
(1) 市有施設の休館	217
(2) 寄附（物資・金銭）	219
(3) コロナ差別に対する啓発	222
(4) 廃棄物処理への影響と市の取組	223
(5) 災害時における避難（避難所運営等）	225
(6) 外国人市民・留学生支援	227
(7) 斎場への影響と対応	229
(8) 選挙における感染対策	231
(9) 市職員採用試験における感染対策	232
(10) 公共工事・契約事務における感染対策	233
第19章 新型コロナウイルス感染症 年表	236

• はじめに •

令和元年(2019年)12月、中国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎が発生し、世界保健機関(WHO)が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」と発表しました。

このウイルスは、瞬く間に世界中に感染が拡がり、令和2年1月15日には国内でも1例目が確認され、北九州市においても、令和2年3月1日に初の感染者が確認されました。

その後は、市内でも想定を大きく超える感染の波が繰り返され、「北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、基本的な感染対策の徹底を図るとともに、相談体制、検査・医療提供体制、ワクチン接種体制の整備や事業者支援等に最大限取り組んできました。こうした取組にあたっては、医療機関及び医療従事者の皆様をはじめ、企業、団体等の関係機関の皆様、そして、市民の皆様のご協力をいただきながら、市一丸となって対応してきました。

この度作成した「北九州市新型コロナウイルス感染症対応記録」は、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)」上の位置づけが5類感染症となったことを受けて、新型コロナウイルス感染症におけるこれまでの対応や経過、生じた課題等を次の感染症危機への備えとしてまとめたものです。

※この対応記録は、「本市の対応」について記述したものであり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となるまで(令和5年5月7日まで)の記録としています。